

「大分市再犯防止推進計画（案）」の市民意見公募において寄せられた意見等の概要とそれに対する本市の考え方

意見提出期間：令和3年12月1日（水）～令和3年12月31日（金）

意見提出者数： 3人

意見件数： 9件

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	統計資料で「(1)大分市の刑法犯認知件数」を県内の統計に変更し、統計資料を県内に統一したほうがよいのではないかと。	他の統計にあわせ、「(1)大分市の刑法犯認知件数」を「(1)大分県での刑法犯認知件数」の統計に変更し、県内の統計に統一いたします。
2	P13の「再び入所した人」と「再入所者」は違う人を指しているのでしょうか。	「再入所者」に文言を統一いたします。
3	P19の「新たに刑務所に入所する人」と「新受刑者」は違う人を指しているのでしょうか。	「新受刑者」に文言を統一いたします。
4	21ページの「(2)非行の防止」について【現状と課題】の内容を次のとおり変更すること。 ・最初の段落「非行等に至る……中退しています。」を前の「(1)修学支援」の【現状と課題】に移す。中卒者や高校中退者の学習機会の確保が大切である。 ・大分県や大分市の非行の現状をデータで説明してほしい。例えば、「大分県の14歳以上の犯罪少年は減少傾向にあり、令和2年96人と5年前(平成27年の231人)に比べ半減しています。しかし、そのうち再犯少年は34人で、再犯者率は35.4%と、3人に1人が再犯者という状況です」というのは、どうだろうか。非行に走った少年の立ち直りが一つの課題であると思う。	21ページの「(2)非行の防止」について【現状と課題】の最初の段落「非行等に至る……中退しています。」の内容は前ページの「(1)修学支援」の【現状と課題】へ転記します。 また、「(2)非行の防止」の【現状と課題】には、新たに非行の現状のデータを追記いたします。内容としては、大分県内の刑法犯少年のデータを用います。

5	<p>21ページの「(2) 非行の防止」について【取組事項】の内容を次のとおり変更すること。</p> <p>5番の「青少年の健全育成活動」について、大分市青少年補導員への活動支援を加えてほしい。市は、各校区に大分市青少年補導員を選任しているが、名ばかりで、その活動実態がほとんどない。また、個々の補導員も地域で何をしたいのか分からないようで、市からの指導や支援も全くない状態。市は、折角、青少年補導員を選任しているのだから、彼らを有効に活用してほしいと思う。また、補導員の研修等でも、再犯防止をテーマにしてはどうか。</p>	<p>本市では、青少年の非行防止及び健全育成を推進するため、各校区より推薦のあった213名を大分市青少年補導員として委嘱しております。青少年補導員は、青少年の補導活動及び、青少年にとって有害となる社会環境等の浄化に関する活動に取り組んでおり、主に毎月の地区補導活動及び年2回の中央補導活動に従事していただいております。また、大分市青少年補導員連絡協議会では、警察の方による青少年の現状についてのご講演や、少年院や刑務所等の視察など、年3回の研修会を計画的に実施しております。今後は、再犯防止をテーマとした研修につきましても検討してまいりたいと考えております。</p>
---	--	---

6	<p>21ページの「(2) 非行の防止」について【取組事項】の内容を次のとおり変更すること。</p> <p>1番の「社会を明るくする運動強調月間の周知・啓発」については、「社会を明るくする運動強調月間での非行防止活動」とし、具体的な非行防止活動に取り組んでもらいたい。</p>	<p>「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の運動であり、7月を強調月間としています。</p>
7	<p>24ページの「(2) 広報・啓発活動の推進」について【取組事項】の内容を次のとおり修正すること。</p> <p>1番の「社会を明るくする運動強調月間の周知・啓発」については、「大分保護区保護司会を中心に更生保護団体や地域関係団体等が取り組まれる様々な活動の周知啓発等を支援していきます。」とあるが、保護司会を中心にした活動には限界があり、地域関係団体は何もしていないし、様々な活動の周知啓発等を支援しても仕方がないのではないか。市は、地域に民生委員や自治委員等、多くの人材を有しており、彼らを通じて、この運動の周知・啓発に取り組んでもらいたい。</p>	<p>本市では、社会を明るくする運動強調月間での取組の1つとして、周知・啓発は重要な取組であると考えています。このため、保護司会への補助金の交付などにより、その活動を支援しているところであり、加えて、市ホームページ等により運動期間の周知・啓発を行っているところです。</p> <p>今後も様々な方法により周知・啓発を行っていくとともに、国や県、保護観察所等と協議しながら具体的な取組を検討してまいります。</p>
8	<p>24ページの「(2) 広報・啓発活動の推進」について【取組事項】の内容を次のとおり修正すること。</p> <p>1番の「社会を明るくする運動強調月間の周知・啓発」については、市が再犯防止の一環として「社会を明るくする運動」に直接取り組むことで、この運動は本当に実効性のあるものになると思われる。大分市には、この計画策定を契機に、大分保護観察所と連携して、この運動に直接取り組んでほしい。</p>	
9	<p>第4章の内容が少なく、章にするほどの内容でないため、どこかの章に統合するなどの工夫をしたほうがよいのではないか。</p>	<p>第4章の内容は少ないことから、第4章の内容を第1章へ統合し、第4章は削除します。</p>